

# 農業所得計算ノート（簡易版）【記入のしかた（記入要領）】

## 農業所得全般について

- ・ 家庭菜園などの自家消費のみで、販売していない場合（事業として農業を営んでいない場合）は、農業所得の申告は必要ありません。（申告そのものは必要な場合があります。）
- ・ 小作料は「不動産所得」として申告する必要があります。
- ・ 集落営農に取り組まれている方は、決算時の計算書（構成員別損益計算書）をご持参ください。

## 収入について

① 販売金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JAからの米の「販売証明書」「肉用牛売却証明書」や販売明細のわかるものを相談会場にご持参ください。</li> <li>・ 現金販売分（庭先での販売も含みます）、家族名義で出荷した分も販売金額に含まれます。</li> <li>・ 農事組合法人からの従事分量配当（事業従事高による配当）も含まれます。</li> </ul>
② 家事消費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅で消費した分（米・野菜等）、親戚への贈答用も収入になります。</li> <li>・ 金額の算出は、その年の米価や市場価格を参考に算出してください。</li> </ul>
③ 雑収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国や県、市からの補助金・奨励金など項目にないものは空欄の部分に記入してください。</li> <li>・ 持続化給付金や経営継続補助金等を受け取った場合には、その内容や金額が分かるものをご持参ください。</li> </ul>

次ページに続きます→

## 【お知らせ】

### 確定申告書は、自宅で作成し

### e-Tax（電子申告）や郵送等で提出！

申告相談会場は、大変混雑し長時間お待ちいただくこととなります。

ご自宅での申告書作成には国税庁ホームページ

**「確定申告書等作成コーナー」**をご利用ください。

#### 1 相談会場に出向く必要なし！

作成した申告書等は、e-Taxを利用して提出できます。  
また、印刷して郵送等により提出することもできます。

#### 2 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでもご利用いただけます。（メンテナンス時間を除く）

#### 3 自動で税額を計算！

収入金額や控除金額などを入力することで、自動で税額を計算できます。

#### 4 前年データが利用可能！

作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告で利用できます。

国税庁ホームページ

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

作成コーナー

検索

◆ 作成コーナーの操作などに関するお問合せ ☎0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

◆ マイナンバーカード・ICカードリーダーライタの設定などに関するお問合せ

☎0120-95-0178（フリーダイヤル）

◆ 築館税務署 ☎ 0228-22-2261（自動音声によりご案内します）

## 必要経費について

⑧ 雇人費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作業を委託した場合に支払った賃金</li> <li>※ 家族が従事した場合は経費になりませんが、専従者控除（給与）として計算できる場合があります。</li> </ul>
⑨ 小作料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小作料、作業委託料、カントリーエレベータ等の施設利用料、農地の賃借料、農機具の賃借料など</li> </ul>
⑩ 減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物、農機具、車両等の償却費（10万円以上のもの）</li> <li>※ 新たに購入したときは領収証をご持参ください。</li> </ul>
⑫ 利子・割引料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業のために借入れた資金の支払利息</li> <li>※ 元本・元金部分は経費となりません。</li> </ul>
⑬ 租税公課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業に使用している、固定資産税や軽自動車税等の税金</li> <li>※ 生活用と共用の場合は、事業割合に応じて按分します。</li> <li>※ 自宅部分の固定資産税や国民健康保険税、市県民税、所得税は経費となりません。</li> <li>・ その他、生産部会等の組合費</li> </ul>
㊦ 種苗費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種もみ、苗木などの購入費用</li> </ul>
㊧ 素畜費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子牛、子豚などの取得費及び種付料 ※ 計算ノート簡易版の対象外の科目です。</li> </ul>
㊨ 肥料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学肥料、たい肥などの購入費用</li> </ul>
㊩ 飼料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料の購入費用 ※ 計算ノート簡易版の対象外の科目です。</li> </ul>
㊪ 農具費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用可能期間が1年未満が取得費が10万円未満の農具の購入費用</li> </ul>
㊫ 農薬衛生費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬の購入費用、共同防除の負担金</li> <li>・ 牛の削蹄料、獣医支払分</li> </ul>
㊬ 諸材料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビニール、むしろ、なわ、ブルーシート、苗箱などの諸材料の購入費用</li> </ul>
㊭ 修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業に使用している建物や車両、農機具などの修理に要した費用</li> <li>※ 資産の価値を高めたり、使用期間を延長するような修繕で10万円以上の修繕の場合は「㊩ 減価償却費」での計算となります。</li> </ul>
㊮ 動力光熱費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業のために使用した、水道、電気、ガソリン、軽油、灯油などの燃料費</li> <li>※ 事業（農業）割合に応じて算定してください。</li> </ul>
㊯ 作業用衣料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農作業に必要な作業衣、長靴、手袋等の購入費</li> <li>※ 農作業用以外のものは経費となりません。</li> </ul>
㊰ 農業共済掛金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻、農機具、園芸、家畜等の共済掛金</li> <li>※ 自宅の火災保険や生命保険料の掛金は経費となりません。</li> </ul>
㊱ 荷造運賃手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷の際の包装費用、支払運賃、出荷手数料</li> </ul>
㊲ 土地改良費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良区の賦課金など</li> <li>・ 客土費用</li> <li>※ 作業効率を上げるための農地の形状変更など資産を高める工事は経費となりません。</li> </ul>
㊳ 雑費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業に関する費用で、上記の経費に当てはまらない経費</li> <li>・ 農業新聞の購読料、特別農政賦課金など</li> </ul>

前記の項目は、農業に関する費用のみで、家庭での費用は必要経費になりません。

### 【留意事項】

- ・ 収入については、販売証明書や出荷伝票、売上傳票などを集計してください。  
※ 通帳は諸経費を引いた後の金額で記帳されていますので、証拠書類にはならない場合があります。
- ・ 必要経費については、領収証やレシートを科目別に仕分け・集計して転記してください。  
なお、JA取扱い分については、「取引明細書」が配布されます。科目別に集計されていますので、参考にしてください。  
※ 特に、生活用の灯油や家庭用配置薬など農業以外の費用も含まれている場合がありますので、除いて計算してください。

## 減価償却資産の耐用年数表（主なもの）

（平成19年4月1日以降取得用）

### （1）建物

構造又は用途	細目	耐用年数	償却率 (定額法)
木造のもの	倉庫用・作業場用のもの	15	0.067
	店舗・住宅用のもの	22	0.046
	事務所用のもの	24	0.042
木骨モルタル造のもの	倉庫用・作業場用のもの	14	0.072
	店舗・住宅用のもの	20	0.050
	事務所用のもの	22	0.046
レンガ造・石造・ブロック造の構築物	倉庫用・作業場用のもの	34	0.030
	店舗・住宅用のもの	38	0.027
	事務所用のもの	41	0.025

### （2）車両・運搬具

構造又は用途	細目	耐用年数	償却率 (定額法)
一般用のもの	軽自動車	4	0.250
	軽トラック	4	0.250
	普通貨物車	5	0.200
	普通ダンプ式貨物車	4	0.250
	フォークリフト	4	0.250

### （3）農業用減価償却資産

構造又は用途	細目	耐用年数	償却率 (定額法)
レンガ造・石造・ブロック造の構築物	樋門、用排水路、農用井戸	17	0.059
	貯水そう、肥料だめ、サイロ		
農業用設備（機械・装置）	乗用トラクター	7	0.143
	耕運機、管理機、ハロー、畝立機、モア、溝切機		
	たい肥散布機、田植機、育苗機、スプリンクラー、暖房機		
	スピードスプレイヤ、噴霧器、土壌消毒器		
器具・備品	コンバイン、バインダー、野菜洗浄機、もみすり機、乾燥機	10	0.100
	ビニールハウス（組立解体等が可能で骨格部分が金属製）		
	ビニールハウス（組立解体等が可能で骨格部分が上記以外）		
	大型コンテナ、温室		
	きのご栽培用ぼだ木	3	0.334

### （4）生物

構造又は用途	細目	耐用年数	償却率 (定額法)
牛	肉用牛（繁殖用）	6	0.167
	乳用牛（繁殖用）	4	0.250
豚		3	0.334

# 青色申告を始めてみませんか？

平成31年1月から、青色申告を行っている農業者を対象とした  
「農業経営収入保険制度」が始まりました。

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。税制上のメリットもありますのでさっそく取り組んでみましょう。

## 青色申告制度とは

- ▶ 「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろな有利な特典を受けることができる制度です。
  - ・ 青色申告の方は原則として「正規の簿記」の原則（一般的には複式簿記）により記帳を行わなければなりません。「簡易な方式」（①現金出納帳、②売掛帳、③買掛帳、④経費帳、⑤固定資産台帳、⑥農産物受払帳）で記帳してもよいことになっています。

## 青色申告の主なメリット

- ◎ 「青色申告特別控除」があります。
  - ・ 「正規の簿記」では55万円、「簡易な方式」では10万円を所得から差引くことができます。
  - ・ 「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて、**e-Taxによる申告（電子申告）電子帳簿保存**を行うと、**引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。**
    - ※ 令和2年分（2020年分）から青色申告特別控除額の適用要件が変わりました。
- ◎ 青色専従者給与の必要経費算入ができるようになります。（青色事業専従者給与に関する届出書の提出が必要です。）
  - ・ 仕事の内容や従事の程度に応じて、家族に支払った金額を必要経費とすることができます。
- ◎ 「損失の繰越し」と「損失の繰戻し」ができるようになります。
  - ・ 事業から生じた純損失の金額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰越しすることができます。
  - ・ 純損失の繰越しに代えて、前年分の所得金額に繰戻して還付を受けることもできます。
    - ※ 市・県民税（地方税）では繰戻しすることはできません。所得税（国税）のみとなります。

## 新たに青色申告を始めるためには

個人の場合、青色申告をしようとする3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」に必要事項を記載して、所轄の税務署に提出する必要があります。

※ その年の1月16日以後に新たに開業された方は、提出は開業の日から2か月までとなります。

## 記帳の仕方がわからない方へ

税務署では、帳簿のつけ方から決算・確定申告の手続きまで、無料の「記帳指導」の機会を設けております。希望される方は、築館税務署（☎0228-22-2261）までお問い合わせください。

詳しくは

- ◆ 青色申告に関すること  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp> の「刊行物等」から入り、「パンフレット・手引き」に掲載している「はじめてみませんか？ 青色申告！」をご覧ください。
- ◆ 農業経営収入保険制度に関すること  
農林水産省ホームページ <https://www.maff.go.jp>  
または 宮城県農業共済組合（NOSAI宮城）県北支所 ☎0220-22-8411